
平成29年 第1回(定例)周防大島町議会会議録(第3日)

平成29年3月22日(水曜日)

議事日程(第3号)

平成29年3月22日 午前9時30分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(14名)

1番 藤本 浄孝君	2番 新田 健介君
3番 吉村 忍君	4番 砂田 雅一君
5番 田中 豊文君	6番 吉田 芳春君
7番 平野 和生君	8番 松井 岑雄君
9番 尾元 武君	10番 新山 玄雄君
11番 中本 博明君	12番 久保 雅己君
13番 小田 貞利君	14番 荒川 政義君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 福田 美則君	議事課長 大川 博君
書記 岡本 義雄君	

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 椎木 巧君	代表監査委員 …………… 西本 克也君
副町長 …………… 岡村 春雄君	教育長 …………… 西川 敏之君
公営企業管理者 …………… 石原 得博君	総務部長 …………… 奈良元正昭君

産業建設部長	……………	池元 恭司君	健康福祉部長	……………	平田 勝宏君
環境生活部長	……………	佐々木義光君	久賀総合支所長	……………	松田 博君
大島総合支所長	……………	奥村 正博君	東和総合支所長	……………	中田 兼歳君
橘総合支所長	……………	青木 一郎君			
会計管理者兼会計課長	……………				木村 秀俊君
教育次長	……………	岡野 正徳君	公営企業局総務部長	…	藤田 隆宏君
総務課長	……………	中村 満男君	財政課長	……………	重富 孝雄君

午前9時30分開議

○議長（荒川 政義君） 改めましておはようございます。

3月8日の本会議に引き続き、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。

日程第1. 一般質問

○議長（荒川 政義君） 日程第1、一般質問を行います。

質問の通告は3名であります。

通告順に質問を許します。5番、田中豊文議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 今回は5項目にわたりまして通告をしておりますので、早速、最初の項目であります情報公開条例の運用につきましてお尋ねをいたします。

まず、1点目といたしまして、前回の定例会におきまして御検討をさせていただくという御答弁をいただいております、周防大島町情報公開条例の改正についてであります、ここで改めて簡単に確認をさせていただきますと、この条例の第11条におきましては、情報公開請求書を受理した日から起算して30日以内に公文書を公開するかしないかの決定をしなければならない、そういうふうに規定されておまして、この30日間という期間が、守るべき町民の知る権利と行政の説明責任の履行という観点から、余りにも時間的に長過ぎるために改正すべきであると考えております。

行政が持つ情報がどのようなものなのか、主権者たる町民の皆さんには知る権利も説明を受ける権利もあるわけでありますが、例えば、本日ある事実を知りたいと思つて情報公開請求書を提出したとしても、実際にその情報の中身を知ることができるのは来月末頃になるわけでありまして、本来、行政が持つ情報は主権者である町民の皆さんのものでありながら、今知りたいと思つた情報が来月末にならないと得られないというのは、情報公開条例第1条で規定されております、町民の知る権利を保障し、町の説明責任を果たし、町民の町政への参加を促し、町政に対す

る理解と信頼を深め、開かれた町政を実現するという、この崇高な目的とは余りにも乖離した実態であると考えます。

実際に柳井市や平生町をはじめ近隣自治体では、この開示決定期間が15日以内。県庁は10日以内という日数が規定されておりますので、本町におかれましても速やかに、この開示決定日数の15日以内への改正をしていただきたいと考えておりますが、前回の一般質問に対する御答弁の内容を踏まえまして、現在までの条例改正に向けた検討状況につきまして御答弁をお願いいたします。

次に、2点目に移りますが、情報公開制度の運用の統一ということについてであります。情報公開に関する事務というものは、どこの部署におかれましても事案が発生する可能性がありますので、条例の適用はもちろん、解釈、事務手続き等におきまして、担当課や担当者によって差異が生ずるようなことがあってはならないということは言うまでもないことであります。そのことは執行部におかれましても十分認識されて運用マニュアル等を作成され、研修等も実施して統一的運用を図られているものとは思われますが、どのような立派なマニュアルを作成し研修を重ねても、実務上において運用に差異が生ずるようなことでは研修の効果もないと言わざるを得ないものでありますので、このマニュアルの内容を実際の職員の方々のスキルアップにつなげるための研修がどのような形や頻度で行われているのか、具体的な実施状況につきまして御答弁をお願いしたいと思います。

次に、3点目でありまして、条例第15条で不服申し立てに対する諮問機関といたしまして、周防大島町情報公開審査会が規定されておまして、この第16条では、審査会の委員は町長が委嘱する学識経験者5人以内で構成することと規定されております。

現在の審査会は5名の委員の方で構成されておまして、弁護士、司法書士の方のほか、学識経験者が3名という構成であります。この学識経験者のうちの2名の方につきましては、役場の元職員の方に委嘱をされておまして、もちろん行政事務に精通され、法制法務に関する高い知識、経験をお持ちの職員OBの方は、この情報公開審査会の委員としての資質は十分に備えておられるものだと思っておりますが、言うまでもなく、この情報公開審査会は第三者機関としての中立性を高く求められるものでありますので、実施機関であります町担当課に対する不服申し立てを審査する立場といたしましては、この、退職後間もない職員OBの方は、実施機関の職員の方とはかつて同僚関係でもあったわけでありまして、実施機関の職員の方との人間関係というものを残したままで、意識的もしくは無意識的を問わず、実施機関側の事情を必要以上に斟酌せずに中立的な審査ができるのかというところは、外形的に見ても疑念を持たれかねないところであると考えられますので、この第三者機関としての中立性の確保という観点から、情報公開審査会委員の構成につきましては検討の余地があると考えております。

全国的に見ましても、情報公開がさまざまな問題のキーワードになっていると思われませんが、本町におきます情報公開制度の適切かつ実効的な運用を図るためにも、第三者機関の機能充実が欠かせないものと考えておきまして、公募委員の採用も含めた情報公開審査会の構成についての町の認識につきまして御答弁をお願いいたします。

次に、第2項の町民活動支援についてであります。NPOやボランティア活動などの町民活動の推進は、まちづくりにおきまして必要不可欠なことであることは言うまでもないことでありまして、その町民活動の推進のためには、民間の活動を支援する拠点となるべき町民活動支援センターが必要でありまして、その設置に向けた御検討をいただけるということは、前回の定例会におきましても御答弁をいただいているところであります。

そこで、今回はその後の検討状況、進捗状況につきまして具体的に御答弁をお願いいたします。

続きまして、第3項の指定管理者制度に移りますが、まず1点目といたしまして、本町におきます指定管理者制度の検証についてお尋ねをいたします。

本町におきましては、平成19年度から指定管理者制度によります公共施設の管理運営が始まりまして、今年度で丸10年を経過することになります。

この指定管理者制度は、公共施設の管理運営に民間の経営ノウハウを活用して、効率的かつ効果的な運営を図ることを目的として導入されたものでありまして、竜崎温泉「潮風の湯」や八幡生涯学習のむらをはじめ、多くの施設がこの制度により運営をされております。

残念ながら、これまで新聞紙上をにぎわせるような出来事も複数の施設で起きておりますし、指定管理者の交代も行われておりまして、決して順風満帆でこの10年間が経過したことでないことは町も認識されているものと思えます。

導入当初は町も指定管理者も手探りのところもあったとは思いますが、制度の実効性を高めるためには、実際の運用におけます細かな対策が必要なことでありまして、そのためには運用面におきます諸課題を抽出し、町と指定管理者、さらには何よりユーザーである町民の皆さんの御意見も交えた制度の検証が不可欠であることは言うまでもないことでもあります。

そこで、指定管理者制度の運用実態につきまして、これまでどのような検証がなされ、どのような制度改善がなされてきたのか、個々の施設ごとの評価ということではなくて、指定管理者制度自体の観点から、検証と改善につきまして、具体的に御答弁をお願いいたします。

次に、2点目ですが、現在、指定管理者制度によります公共施設の管理は各施設の所管課が担われておられますが、指定管理者制度自体の管轄は総務課が担っておられるはずであります。施設によってその性質は異なるものでありますので、管理方針や指定管理料の金額自体などは当然に異なるものではあります。同じ町の公共施設でありますので、公募方法、指定管理料の積算基準、指定期間、修繕料に対する考え方などは、制度運用に関する基本的考え方として統一され

ていなければならないということは言うまでもありません。そこで、その統一性を担保するために、現在どのような実効性のある制度運用の体制がとられているのか御答弁をお願いいたします。

続きまして、第4項の公共工事におけます総合評価落札方式についてお尋ねをいたします。

公共工事の発注につきましては、地方自治法第234条で一般競争入札が原則とされておりまして、この一般競争入札は価格競争によりまして、できるだけ低い金額で効率的な公共投資をしていこうというものであります。一方、総合評価落札方式は、そうした価格競争による品質低下の弊害を防止するために、入札におきまして価格に加えて品質に関する要素も取り入れて総合的な評価をして落札者を決定しようというものであります。本町の場合は特別簡易型という、総合評価落札方式の趣旨からすれば、まあ、極めて簡略的な方法が試行的に採用、導入されておりまして、果たして品質に関する評価が十分に行われ、その評価が実際の工事の成果として反映されているのかどうか、そんな疑問も生じているところではあります。

公共工事の品質を業者の受注実績、ISOの導入実態など外形的なデータに求めることは、評価基準の設定次第では、この外形的基準を満たすものだけの、結果的にごく一部の業者に限定した実質的な指名競争入札になってしまう恐れもあります。公共工事におけます品質向上を真摯に求めるのであれば、特別簡易型という形式的になりがちな評価方法ではなく、品質に関する評価が実効性を持つような評価基準にすべきだと思いますし、新しい制度導入の前に、まずは公共工事の監理・監督の質を上げることにより、公共工事の品質を確保することが先決ではないかと考えております。

そこで、当初この、試行として導入されました総合評価落札方式によって、どのような具体的な品質向上の成果が得られたのかという、効果の部分についてお示しいただくとともに、試行で導入されたこの制度につきまして、これまでどのような検証、見直しが行われてきたのかについて御答弁をお願いいたします。

次に、2点目であります。現在、原則として予定価格3,000万円以上の工事に適用されておりまして、この総合評価落札方式であります。価格以外の評価項目につきまして、町の職員のみによる内部的な評価がされる制度でありながら、落札者決定基準の制定、改正時を除いて、第三者の監視にさらされることのない制度になっております。

中立性、公正性を担保するためには、入札のプロセスにおけます第三者機関の設置が求められると考えておりますが、国が定めております公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針におきましても、入札及び契約について透明性を確保するために、学識経験者等による第三者の意見を適切に反映させることが全ての発注者に求められているところでありまして、その第三者機関として設けるべきものに入札監視委員会というものがありまして、本町におきましても周防大島町入札監視委員会設置規程が平成16年に定められておりまして、入札契約手続

の透明性を確保し、公正な競争を促進するために、周防大島町入札監視委員会を設置するということになっております。

この入札監視委員会の対象とする工事は、総合評価落札方式に限りませんので、通常の価格競争のみによる入札を行っている自治体にも、この監視委員会の設置が求められているものでありますし、地方自治法施行令第167条の2第4項で、総合評価入札を行う場合には発注者の恣意性を排除し、中立かつ公正な評価を行うために学識経験者の意見を聴取することが規定されておりまして、この法令の趣旨を斟酌すれば、総合評価落札方式を導入している自治体にとっては、第三者の目というのは、より重要性を増すものと言えますが、本町におきましては入札監視委員会設置規程がありながらも、現在までこの入札監視委員会が実質的に設置、運営されておられませんので、透明性の確保及び中立性、公正性を確保するために、直ちに入札監視委員会の立ち上げが必要だと考えられますが、今後の取り組み方針及び具体的スケジュールにつきまして御答弁をお願いいたします。

最後の第5項になりますが、今年7月以降の配備が通告されました岩国基地艦載機移駐につきましてお尋ねをいたします。

厚木からの艦載機移駐につきましては、8年前の選挙の際に争点の1つともなり、町民の7割近くが艦載機移駐に反対署名するという経緯もございましたが、艦載機が移駐していない現在におきましても、8年前と比べまして格段に騒音は増えてきておりますし、先般からの米軍機の事故等も相まって、町民の方々の不満や不安は以前より増大しているものと思われまます。

実際に、電話やテレビの音が聞こえないとか、家がビリビリと振動するような、生活に支障を与えるような騒音が増えてきておりますし、夜間には、超低空飛行だと思いますが、恐怖を覚えるほどの爆音に身構えることさえあります。

もちろん、現在も、町として艦載機移駐を容認しているわけではないと受けとめておりますが、昨年末に続きました高知沖や沖縄での米軍事故のこともあり、周防大島町も1つの自治体として町民の安心安全を確保するために、さらには町が進める観光交流や定住促進などのまちづくりを進めるためにも、国に対して言うべきことを言うことは町民の皆さんに対する最低限の責任だと思えます。

去る1月20日に行われました、国による山口県及び岩国市に対する艦載機移駐の説明に対しまして、知事及び市長は、移駐に伴う騒音や安全対策についての質問書を提出しておりまして、この中では、騒音予測コンター70W以上の区域が特に周防大島町で増加するのはなぜかという項目が明記されております。

もちろんこれは、周防大島町長の厳しい意見を踏まえての明文化であるのではないかと考えられますが、今、町民の皆さんは、艦載機移駐後にどれだけの騒音になるのか、今後さらに岩国基地

の機能強化が図られていくのではないかと、非常に不安に思われていると思いますし、岩国基地を沖合移設によって岩国市の負担軽減が図られる一方で、仮に本町の負担が増大するということがなれば、それは到底受け入れられる話ではないはずであります。

言うまでもなく、町長は、この町の住民の皆さんのことを第一に考えておられることだと思いますが、1つの地方自治体であるこの町のトップリーダーとして、艦載機移駐に対してどのような意思を持っておられるのか、町民の皆さんに対して明確に示され、町民の皆さんの不安に染まった思いをくみ取った上で、町民の皆さんの安心・安全を確保するために、国に対して、町民の立場に立って言うべきことを言っていただけのもと考えておりますが、町長はどのようにお考えであるのか御答弁をお願いいたします。

次に、2点目ですが、先日の町議会全員協議会におけます中国四国防衛局の説明では、現在、町内3カ所に設置されております騒音計の増設につきましては、実際に移駐された後の状況により検討するというものでありますが、それはすなわち騒音計を増設するのは騒音被害が顕著になった後のことだということで、そのような悠長な話では町民の皆さんの不安を払拭することは到底できないものでありますので、もちろん国に対しても要望していかねばならないことだと思いますが、町自体としても騒音計を設置するなどして、客観的なデータをもとに国に訴えることが必要だと思いますし、役場におけます苦情相談窓口を明確にして、町民の皆さんにお知らせをし、ヒューマンなデータの蓄積に取り組むことも重要であると思いますので、県や国に対して主張していくとともに、町としても今できることに取り組み、客観的なデータをもって国に対して要望していくことが必要であると考えますが、町民の皆さんの安心・安全の確保のためにどのような対策をとっていかれるお考えなのか御答弁をお願いいたします。

以上5項目10点の質問につきまして、時間の限りもありますので簡潔な御答弁よろしく願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） それでは、田中議員の質問にお答えをしたいと思います。

まず、情報公開条例の運用についてのご質問をいただいております。

まず1点目の情報公開条例の改正についてということでございまして、情報公開条例第11条の公開の決定日数の短縮についての条例改正検討状況についてという御質問でございました。条例第11条におきまして、公開の決定等及び通知については、請求書を受理した日から起算して30日以内に公開するか否かを決定をしなければならないというふうに規定をされております。

平成28年度におきます、請求書の受理日から公開決定までの状況を申し上げたいと思いますが、本年2月末現在で84件の公開請求がございました。これに対しまして、5日以内の公開決定が53件、6日から10日までの公開決定が15件、11日から15日までの公開決定が

10件、16日から20日までの公開決定が4件、21日から30日までの公開決定が2件というふうになっております。このことから実態としては、全体の約9割以上を15日以内に公開決定をさせていただいているというところでございます。

情報公開制度につきましては、開かれた町政の実現を図るという上で極めて重要な施策でありまして、その運用については細心の注意を払い、そしてまたなおかつ迅速に対応しているというところでございますが、対象公文書の量が、例えば膨大な場合とか、または第三者の意見を聞くということの場合などにつきましては、事務処理上、相当の日数が必要となって参ります。

条例上では30日以内の決定と規定されておりまして、その期間の短縮の検討状況でございますが、現状といたしましては9割以上の78件が15日以内に決定をしておることとか、または実態として6件がそれ以上の日数を要していることなど、請求の内容によって事務手続きに時間を要する場合があったことなどを総合的に勘案いたしますと、現在の状況では決定までの期間を短縮するというにつきましては条例を改正できるという状況ではなくて、条例で定められております30日という期間の中で、できるだけ速やかに決定させていただきたいというふうに考えておるわけでございます。

2点目の情報公開制度の運用の統一について、所管課による運用格差を是正するための取り組みについてという御質問をいただいておりますが、情報公開につきましては、実施機関ごとで公開処理を行うということとなっております。基本的には所管課において公開手続きを行って参りますが、議員さん御指摘のとおり、所管課ごとに運用のばらつきも見られました。昨年開かれました情報公開審査会の答申におきましても御指摘を受けたところでございます。

情報公開にあたりましては、情報公開制度の趣旨に照らし、実施機関ごとに統一的な運用が求められるものでありまして、情報公開審査会でいただいた御指摘以降の公開処分にあたり適正な運用を行うため、公開決定にあたりましては情報公開の主管課でもあります政策企画課へ合議を諮り、統一的な運用を行っているものでございます。

3点目の情報公開審査会について、第三者機関の性格を保持するための外形的要件についての御質問でございますが、現在、情報公開審査会の委員さんには、5名の有識者の皆さんに御協力をいただいているところでございまして、先ほども御質問でもありましたが、弁護士1名、司法書士1名、学識経験者3名で構成されております。

その学識経験者3名のうち1名は元人権擁護委員、2名は役場職員のOBの方をお願いをしているところでありまして、職員のOBが委員であることで中立性が阻害されるとの議員さんの御指摘でございますが、私は、職員OBであることが、公平・公正な審査に影響を及ぼすというふうには思っておりません。情報公開審査会の委員さんには、専門的な知識や法的な判断能力等も求められるところでございますが、幅広く行政や地域のこともよく理解されている必要があると

思っております。

公平・公正な審査を行うためには、これらのことが大変重要と考えますが、何よりも、第三者的立場で公正に審査の責任を全うしていただける方が適任だと考えており、OBは経験職種といたましては、まさに適任の方であるというふうに思っておるところでございます。

先ほど申しあげましたとおり、昨年出されました審査会答申におきましても、制度運用についての行政内部の処理ばらつきの御指摘も行政経験からいただいたところでありまして、その豊富な経験をもとに、公平・公正な審査をしていただけるものと考えておるところでございます。

次に、町民活動支援についての御質問をいただいております。

平成28年12月議会でも御質問をいただきました、町民活動支援センターの設置につきましては、拠点となる施設や運営に係る財政的負担、また、従事する職員の配置など検討すべき事柄はたくさんあるものの、前向きに考えていきたいというふうな答弁をいたしております。

その際に、住民の身近に存在する課題の解決に向けた、住民が主体となった自発的・自主的に行う活動に対して指導または支援ができますよう、また、住民による立ち上げや運営に係る支援として、民間団体等が募集している各種助成事業の申請手続など、ソフト面で住民主体の活動を底上げ支援を行いたいと、方向性についての考えも述べさせていただいていました。

現在の検討状況につきましては、住民活動支援として行政内部に住民活動に関する担当部署を構えまして、住民の必要とする活動資金の確保に関する情報や支援が行えますよう、政策企画課内に町民活動支援センターを設置し、行政と住民の協力・共助により、地域の課題解決に向けた取り組みが実現できますよう、具体的な検討を行っておるところでございます。

次に、指定管理者制度についての御質問につきましてお答えをしたいと思います。

まず、指定管理者制度の検証についてということでございますが、本町の指定管理者制度につきましては、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、平成17年9月に周防大島町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例を定めました。これによりまして現在、公募・非公募を合わせ26件について運用を行っているところであります。

議員さんの御質問は、制度導入から10年が経過し、これまでの検証と制度見直しの状況についてということでございますが、平成18年度制度導入にあたりまして、公の施設に係る指定管理の指定手続等に関する条例の適切な運用を図るため、これを運用するためのガイドラインを設け、これにより指定管理者制度の運用を行って参りました。

この間には、指定期間の更新等も何度も行われ、また、施設によっては問題が生じたこともありました。こうしたことへの対応に係る協議も行いながら、平成22年10月に、指定管理施設の管理が適切かつ確実に履行されているか、また、指定管理者から提供される公共サービスの水準が維持されているかなどを確認評価するための指定管理者制度モニタリングマニュアルを設

け、適切な運用に努めているところであります。

これまで、国におきましては、指定管理制度の運用について地方自治法第252条の17の5による助言の発信はあるものの、法令等や運用の指針も含めて、本町の指定管理者制度における全体的なところでは、制度の見直しまでは考えておりません。

次に、指定管理制度の運用について、制度の統一的運用のための体制についてであります。指定管理をしております個々の施設につきましては、観光施設、社会教育施設、地域の集会施設、福祉介護施設や保育所と多岐にわたりまして、その施設の目的や機能、運営形態、さらには施設のこれまでの経緯や背景も大きく異なるものでございます。

そのため、指定管理の期間や指定管理料、公募・非公募などの見直しなど、その都度、施設の状態を考慮して逐次行っております。体制やシステム、制度の運用につきましても、当面現行のとおりとしていきたいと考えております。

いずれにいたしましても、指定管理制度のリスクにはしっかり対応しながら、行財政改革の観点からも、この制度の目的であります公の施設の管理運営に民間のノウハウを導入し、柔軟で弾力的な運営により、施設運営のサービスの向上や経費の削減を図り、施設活用の効率化を目指す、こういうことにつきましては、しっかりと求めていきたいというふうに思っているところでございます。

次に、総合評価落札方式についての御質問でございますが、より安全で品質の高い社会資本整備を進めていくために、従来の価格競争から価格と品質で総合的にすぐれた調達に転換することを目指しまして、公共工事の品質確保の促進に関する法律、通称品確法と言われるものでございますが、これが平成17年4月に施行されました。

本町では、この品確法の趣旨に基づき、一般的な工事について、入札価格や工事成績等の技術的な要素を総合的に評価し落札者を決定する特別簡易型総合評価方式による競争入札を、土木工事については平成22年度より試行的に実施をいたしております。

当初は、総合評価方式の対象工事を予定価格6,000万円以上とし、平成22年度に2件の入札を実施しております。平成23年度においては対象工事がなかったことによりまして、対象工事を3,000万円以上に見直しを行っております。平成24年度に2件、平成25年度に3件、平成26年度に2件であります。また、平成27年度から予定価格3,000万円以上の全ての土木工事に拡大し5件を実施をいたしております。そのほかに、平成24年度に同種工事の施工経験の対象年数を過去5年間から過去8年間に拡大をしております。

見直しの理由は、当時、工事発注件数の減少及び工事規模の縮小などにより、過去5年間の同種工事の施工実績を有する業者が非常に少なくなったということによるものであります。また、平成25年度には、工事成績評定の平均点を4段階評価に見直しを行っているところであります。

以上がこれまでの見直しの状況でございます。今後も必要に応じ、見直しを図って参りたいと考えております。

次に、入札監視委員会についての御質問でございました。

本町では、周防大島町入札監視委員会設置規程において、その目的の中で、周防大島町が発注する工事に関し、公正な競争を促進するため、周防大島町入札監視委員会を設置するというふうになっております。

しかしながら、本町では、周防大島町が発注する工事に関し、公正な競争を促進するために、平成16年10月の合併を契機に、それ以降段階を踏まえ、国と山口県の制度を見据えながら、種々の入札・契約制度を改正し、現在に至っておるところであります。まず、周防大島町建設工事等指名審査会を設置し、合議制により指名業者を選定いたしております。

次に、本町が発注する工事について、公正な競争を阻害する事案に対処するため、現場説明を行わない入札事務取扱を定め、その目的として、競争入札における談合の機会を防止し、公平性・競争性・透明性を確保するため、現場説明を行わない場合の事務処理に必要な事項を定め、入札事務の適性かつ円滑な処理を図ることといたしております。

3番目といたしまして、現場説明を行わない場合の事務処理との関連でございしますが、郵便入札制度を導入し、設計図書はホームページからのダウンロードとし、指名業者がどこであるかわからないようになっており、談合の機会の防止を図っております。

以上のような観点から、現状では、入札・契約手続きの透明性などは確保されていると判断しておるところでございます。

岩国基地艦載機移駐についての御質問でございます。

まず、岩国基地への空母艦載機移駐についての国からの移駐計画、移駐後の航空機騒音予測コンターの説明につきましては、先の2月13日に開催いたしました町議会全員協議会におきまして、また、その後の経緯につきましても、この本定例会初日において行政報告といたしまして御説明申し上げましたとおりでございます。

その上での御質問だというふうに思いますが、まず、周防大島町の騒音が拡大することについて、地方自治体としての意思表示をするべきではないかということでございます。これにつきましては、今回新たに示されました艦載機移駐後の騒音予測コンターは、平成18年当時の現況、この現況というのは岩国基地の沖合移設前でございます、18年ですから。平成18年当時の現況、そして平成18年に示された空母艦載機移駐後の騒音予測コンターと比較して、本町においては、W値70の区域が拡大しているところであります。

本年の1月20日に県庁におきまして、私も出席のもとに、外務副大臣及び防衛大臣政務官から空母艦載機移駐計画等の説明がございました。その際に、周防大島町について申し上げれば、

平成18年に説明を受けた騒音予測コンターと比較してW値70の区域が拡大しており、大変懸念をいたしているとはっきり申し上げ、さらに基地再編を進めるにあたっては、国も一緒になって不安解消を進めてほしいということも申し上げた次第であります。

また、1月20日の説明を受けて、1月31日に山口県と岩国市の連名で中国四国防衛局に対しまして行いました、空母艦載機の岩国基地への移駐についての文書照会につきましても、平成18年に作成した艦載機移駐後の航空機騒音予測コンターと比べて、今回提示の航空機騒音予測コンターのW値70の区域、特に周防大島町であります、これが増加しているという理由を照会するとともに、機会あるごとに、W値70の地域の拡大は基地再編において大変懸念すべき事項であると申し上げているところであります。

次に、安心安全対策について、騒音計の――騒音測定器ですが、これの増設や苦情相談の窓口の設置等によりデータを蓄積し、騒音被害軽減を要望していくべきではないかということについてであります、騒音計の増設につきましては、本定例会の初日に空母艦載機の岩国基地への移駐計画についての行政報告をさせていただきましたが、その際に、本町から中国四国防衛局に対しまして、今回の航空機騒音予測コンターにおいて、新たな70W値区域と見込まれる地域への騒音測定器の増設について要望書を提出しておりますと報告したところでございます。

また、苦情相談窓口の設置についてであります、騒音等、基地に係る苦情等につきましては、現在、総務課において対応しておりまして、本町に寄せられた苦情等は直ちに岩国防衛事務所に報告し、中国四国防衛局を通じて米軍岩国基地に伝達されるということとなっております。騒音計のデータにつきましては、中国四国防衛局におきまして集積等を行っておりまして、中国四国防衛局のホームページにおいて確認することもできます。

最後に、騒音軽減対策の要望についてであります、毎年、山口県基地関係県市町連絡協議会として要望書の提出をし、また、機会あるごとに国に対し申し上げているところでありまして、今後も引き続き、要望・要請を行って参りたいと思っております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） ありがとうございます。じゃあちょっと艦載機移駐に関して最初にお尋ねをいたしますが、国に対しては町長さんも懸念を表明されているということなんですけど、町民の意とすれば懸念という、もうこの夏には艦載機がやって来るという状況で、懸念というよりも、もっと現実の脅威として受けとめられているんじゃないかとは思いますが、イエスかノーかという、もちろんそういう意思と言うかですね、町として町民の方の思いをしっかりとくみ取って代弁していくということが必要なんじゃないかなとは思いますが、その辺のお考えと言うか、表明しようというお考えはあるのかないのか、そこを御答弁をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 当然、周防大島町の町民の皆さん方は大きな不安を感じておるという意味でもって懸念をしておるといふ表現をしてるわけでごさいます、町民の皆さん方が、この空母艦載機の移駐の今回の国からの説明について、新聞報道等で大変大きく報道されておりますので、これらを見た結果、私たちにもそういう不安を感じておるといふことも入っておりますし、また、私もそれをまとめた形で、周防大島町として大変大きな懸念を持っておるといふふうな表現をしておるわけでごさいます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 今は艦載機まだ移駐してませんが、今、日常的にこう飛んでるのが大体ちよつとうるさいなと思うんですけど、それでまあ70デシベル前後なんですよ。このW値というのは、御存じのとおり1つの固まりとしての値なんで、W値が70ということは、94デシベルが1日10回ぐらい飛ばないとその70にはならない。非常にこれは驚異的な数値だろうと思うんですが、町長さんは実際に今の現状を含めてですね、騒音というものにどういふふうに受けとめてと言うか、感じておられるか、その辺を御答弁をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） W値70の出し方というのは、当然、ホーンとかデシベルとかいうものではなくて、それを例えば時間帯が深夜とか、また早朝とか夜間とか、それであれば1回を数回に数えるとか、また、昼間であれば1回を1回に数えるとか、そのような単純に音だけではなくて、音と時間帯とその回数とをずっと掛け合わせて、それでこのW値というのを出すという手法になっており、これがまあ全国の統一的な騒音のW値という値になっておるといふことでございませう。

そしてまあ、70が云々ということがずっとあるんですが、実は75、70という区切りが国のほうの示されておる区切りでごさいます、一種特別地域で75以上ということでごさいます、周防大島町は70の区域に入っておるといふことでございませうので、当然のことながらそのような騒音が発生しておるといふ認識でありますしですね。

この騒音が、特に周防大島町の中で全てが同じということではなくて、当然のことながら、この地域で今現在の地域で言いますと、やはり小松地区から三蒲、そして椋野、そして久賀という地域が最近特にひどいといふふうな住民の皆さん方からの声が届いているところでごさいます、それが私たちからすれば70だからいいということではなくて、周防大島町のような非常に静穏な、そして静かな、こういう地域で少し騒音が出るだけでも物すごくそれは町民の皆さん方には大きなアレルギーになっておるといふふうにも感じております。

私も、この中四国防衛局の局長以下担当の職員にもよく申し上げるんですが、例えば都会の騒音雑多なですね、都市騒音の中でこの70W値があるのと、私たちのような、例えば耳を澄ませ

ばカエルの鳴き声が聞こえるというふうな静穏な中でそういう騒音が発せられるということについては全く受けとめ方が違いますよということも申し上げ、その対応についても訴えておるところでございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） ちょっと安心・安全対策のほうに移りますけど、総務課のほうに苦情窓口が設置してあるということなんですけど、これは設置してあることをしっかり町民の方に知らせていくということがないと機能しませんので、その辺の対策、対応と言うんですかね、それをどうされて行くのか。ただ設置してありますよと言うだけでは意味がないと思いますので、その辺をどうしていくのか御答弁をお願いします。

それと、安心・安全対策にかかわることなんですけど、今この瞬間にもですね、戦闘機が、戦闘機というか航空機がこの大島に落ちるかもしれない、そんなときに現実問題として事故対応をどうするのか。ジェット戦闘機には有害物質も積んでいる可能性も指摘されておりますので、そういうときに、例えば町の消防団員を派遣するのかどうか、その辺の対策と言うんですかね、対応をどう考えておられるのか御答弁をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 当然のことながらあってはならないことではありますが、可能性がゼロだというふうに言い切ることもできないということでございます。これは、航空機の事故というのはあってはならない事故でありますし、これが当然ながら、民間の航空機もたくさん飛んでおりますし、当然米軍も自衛隊もたくさんの飛行機がこの周防大島町の上空を飛んでおるというわけございまして、それらについてあってはならないことでございますが、例えばそういう航空機事故が起こったときに周防大島町でどうするのかというふうな具体的なマニュアルまでは今現在持っていないということでございますが、当然のことながらこれは、例えば今の米軍のことに限定して言いますと、やはり関連する岩国、そして和木、周防大島、大竹、さらに言えば柳井市という県と市町でから連絡協議会を持っておりますが、これらのところで、いずれにいたしましても例えばあってはならないような事案が起こったときの対応はどうするのだというのは、当然、周防大島町だけではなくて、当然その近隣の関連する自治体と一緒にですね、そういう研究もしなければなりませんし、対応・対策もきちんと定めなければならないというふうにも思っておるところでございます。

○議長（荒川 政義君） 奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） 相談窓口の住民への周知というような御質問がございました。騒音の苦情等に限らずいろんなことが、町民の方はいろんな相談なりがございまして。どこが窓口かというようなさまざまな相談ございまして、どこが窓口かというのは周知するのがいいのかどうか

かという議論はあろうかと思います。基本的には代表番号の74—1000番にそういった相談なり苦情というのはどんどん入ってきてるのが今の現状でございます。そういった中で、電話が入ってきたらそれぞれの窓口担当課のほうに振り分けて電話をつないで相談も受けているというようなことでございます。

そういった中で、まあ今後そういった騒音等々が多数発生するということであればまた住民の皆さんに総務課が窓口ですよというような周知は図っていく必要があるかとは思っております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） そういう意味じゃなくてですね、受け身の相談窓口じゃなくて、データ収集のために相談窓口を設置して、今これだけ、この期間にこれだけの苦情がありましたよということを集めなきゃいけないんじゃないですか。そのためには窓口がここにありますよということ町民の方に知らせて、データを集めなきゃいけないんじゃないかという意味なんですけど、その辺の対応を考えていけるのかどうかというところですよ。

それと、事故に関しては、現実問題として今、今この瞬間に落ちて事故が起きる、ここの大島の中で落ちるか、落ちて事故が起きるかもしれないというときに、じゃあ今すぐ消防団員行かせるのかどうか、行かせていいのかどうか、その辺の対応を考えておかないとですね、この瞬間に起きるかもしれない事故に、ただ指をくわえて見ておるといことが果たしてできるのかどうか。そのときに消防団員を危険な目にさらさせることになるのではないかということをお慮しておるので、その辺の対策をどのように考えておられるかということをお聞きしたんですが、御答弁お願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） まず相談窓口、今それでデータの収集をすべきじゃないかという、おっしゃるとおりとは思っております。そういった中で窓口、町は総務課でありますし、それぞれ直接、中国四国防衛局なりあるいは岩国市さんのほうにそういった情報というか——を提供されてる町民がある、皆さんがいらっしゃるといことも私ども聞いております。ですから、そういったいろんな情報を収集というのは今後必要であろうというふうに思っておりますので、そこあたりの窓口と言いますか、そういった住民の皆さんに周知は今後検討する必要があるのかなと思っております。

それと、事故の対応なんですけれども、これは事故の状況なり種類と言いますか、例えばその事故を起こした航空機の機種等々いろんな状況がございます。そういった中でまず、当然人命が第一に尊重されるべきだろうと思っております。そういった中で警察あるいは消防団の出動要請もあるケースがあるとは思っております。ただ、そういった中でいろんな米軍の対応等々の中で、ある程度規制がかかったりとかいろんなケースがあるように私ども承知しております。そういった

中で当然消防団員の安全も確保しなきゃならない、それはそれぞれ、その都度その都度の対応になるというふうに考えております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） じゃあちょっと情報公開制度のほうに移りますが、条例改正については、たしか前回の定例会で改正について検討ということをお答えいただいていると思うんですが、先ほどの御答弁では条例を改正できる状況ではないということで、改正はしないという意味だろうと思うんですが、なぜ条例を改正できる状況ではないのか、その理由を御説明いただきたいのと、9割が15日以内だから条例改正は必要ないよという意味なのかもしれませんが、まあ1割は15日を超えているわけで、そこに差異が生じる。ある情報は、私の経験で言えば、特に第三者の意見を求める必要のない、例えば同じような文書でも7日ですとこもあれば30日かけるとこもある、そういうことをやっぱり条例で縛らないとですね、15日以内ということは担保できないのではないかなと。9割が15日以内だからいいよという話ではないと思うんですが、改めてその条例改正について全く考えてないのか。前回の定例会の御答弁を踏まえてということで申し上げたと思うんですが、もう一度御答弁をお願いしたいと思います。

○議長（荒川 政義君） 奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） 先ほどの町長の答弁で申し上げましたように、確かに9割以上を15日以内に開示決定をさせていただいております。そういった中で、逆に言いますと1割の文書につきましては15日以内で決定ができない状況にある。要するに先ほど申しましたように文書の量が膨大である場合、あるいは第三者の意見を聞く、議員さんは必要ないというのをおっしゃいますが、そういったケースも想定されるといったことから、ここを30日を例えば議員さんおっしゃるように15日に改正できる状況にないというのも1つの要素でございます。

それともう一点は、要するに条例改正という考え方があろうかと思います。条例改正の私ども三原則というようなことも習って参りました。要するに現行の条例で読めるもの、要するに解釈あるいは運用で対応できるものは基本的に条例改正をしないというようなことも習って参りました。そういったことでいろいろ検討した中で、要するにこういった議会で慎重審議をいただいて30日という条例を制定させていただいております。そういった中で、しっかり運用の中でできるだけ早く開示決定をするという解釈のもとに今回条例改正については行わないという判断をさせていただいたということでございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員、最後ね。

○議員（5番 田中 豊文君） 第三者の意見を聞くような場合は、今の条例で言えば30日をもろ30日延長できますので、それを使えばいいだけの話で、15日にして、また15日に延長するかということもできるわけですから。

私が言ってるのは第三者の意見を聞くから時間がかかるということではなくて、条例をまず15日に改正すべきであると。今回はできないということは今後の検討課題ではあるということによろしいんですか。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 冒頭の答弁もそうなんです、実際に実態として約90%が15日以内できておるんではあります、しかしながら当然その、他の件数につきましては15日を超え、なおかつ30日以内ということ、さらには30日は今御指摘がありました、30日を超えてでもできるということでもありますので、今部長が申しあげましたように、当然その運用の中でできるだけ早く開示をするということでも足りておるのではないかと。わざわざこれが今現状が皆長くなっておるから、それをできるだけ条例で早くしようということではなくて、今の運用の中で十分できるというふうに判断をしたところでございます。

○議長（荒川 政義君） 以上で、田中議員の質問を終わります。

.....

○議長（荒川 政義君） 次に、7番——暫時休憩をします。

午前10時31分休憩

.....

午前10時40分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

7番、平野和生議員。

○議員（7番 平野 和生君） 7番、平野和生。通告どおり2項目で質問を行います。

まず最初に、国及び県の助成を受けている3つの離島航路について、1番として、現在、町職員である船員が情島航路で1名、浮島航路で2名、前島航路で1名となっており、職員以外の船員がそれぞれの航路で各2名ずつとなっていると認識しております。今後も、当分の間この体制を維持していくのか、町長のお考えをお伺いいたします。

2番目として、町職員以外の船員で、勤労日数、航路の違い等により賃金格差等が生じているのか、あれば是正していく必要があると考えるが、町長のお考えをお伺いいたします。

2番目として、観光交流人口100万人を目指して景観の整備をということで、町並びに町長は、観光交流人口100万人目指し、さまざまな取り組みやイベント等を催され、あと一歩で100万人というところまで来ていると思います。そんな折、せっかく大島に渡っても竹やら雑木が邪魔して海が見えんという声を時々耳にします。春は河津桜から始まる花見客も多く、秋にはアサギマダラを撮影に来られる人も多いと聞きます。ぜひとも、それら雑木を排除して、快適なドライブができ、心癒される周防大島にしていくべきと考えます。町長の所見をお伺いいたし

ます。

以上、2つの項目でよろしくお願いたします。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 平野議員さんからの国及び県の助成を受けている3つの離島航路についての御質問でございました。

現在、各航路の正規の職員の人数は情島航路1名、浮島航路2名、前島航路1名と、これが町の正規職員の人数でございます。各航路とも合併前の旧町において専門職として採用した船員でありまして、各離島の規模に応じた人数の配置を行っております。臨時職員につきましては、乗船日数の調整から、情島航路で4名、浮島航路で2名、前島航路で2名の体制となっております。

現在の体制を維持していくかどうかにつきましては、島民の人口減少や渡船の利用頻度に係る補助航路としての維持及び発着の母港が島側か、または本島側かにより大きく変わってくるころであります。前島航路は本島側より出港しておりますが、情島航路と浮島航路につきましては島のほう側から出港をしております。

現在の船員が退職した場合、船員の確保が難しい状況にあるというふうにも考えておるところでございます。今後は、この状況を踏まえ、適切な人員配置、または将来的にアウトソーシングによる民間への委託といったことも考えていかなければならない事態になるのではないかとこのふうなことも考えておるわけでございます。

渡船は島民にとって唯一の交通手段でありまして、島民の皆様方が安全で快適に渡船を利用していただけよう努めて参りたいと思っております。

次に、臨時船員の賃金の格差があるのではないかとこの御質問でございまして、現在、前島、情島、浮島の3航路の賃金体系は、合併前の旧町から引き継いだものというふうになっております。

前島航路におきましては、船長職として、月20日間の労働に固定をいたしております。中国運輸局が示しております職員給を支給をいたしておるところでございます。情島航路と浮島航路につきましては、船長職と甲板員に分かれておりまして、同じく中国運輸局の示している職員及び部員の日額賃金を計算し、執務人数に応じて支給をいたしております。だから、前島航路では、月労働時間20日というのを固定をしておるところ、あとの情島、浮島では、執務日数に応じた支給をしておるという形になっております。

したがって、前島航路と情島、浮島航路について賃金格差が生じておると、それは、先ほど申し上げました情島、浮島では船長と甲板員に分かれておるとのことでございます。これらによって、言うなれば賃金の格差が生じているということになります。この賃金の格差につきまして、平成29年度より情島航路及び浮島航路の甲板員の制度を廃止いたしまして、前島航路の

賃金に合わせた船長職のみの日額単価を算出し、勤務日数に応じた賃金を支給するという一方で、総合的な格差の是正を図っていくということを予定しておるところでございます。

観光交流人口100万人を目指して景観の整備をという御質問をいただいております。

本町では、青い海や緑豊かな山など、美しい自然景観や歴史的な文化遺産などを観光資源として活用して参りました。私が町長に就任してからは、観光交流人口100万人を目標に掲げましてさまざまな事業に取り組んで参りました。

平成20年には89万7,000人であった観光交流人口の客数も、平成27年には天候にも恵まれまして98万人となりました。目標にあと一步のところであります。平成28年は、現在集計中ではありますが、道の駅とか海水浴客の観光入り込み数の増加や、各メディア、マスコミへの露出などの影響もありまして、目標の100万人を超えたのではないかと期待をしておるところでございます。

本町を訪れる観光客にとりまして、多島美を見ながらの美しい海岸線をドライブすることは大変大きな魅力となっているところがございます。一方、平野議員さん御指摘の、海が見えない、雑木を排除して快適なドライブをということについてでございますが、海岸線などに竹や雑木が茂り景観を損ねている状況も、私も認識いたしております。

このような現状の中で、今年度は、特に周防大島の玄関口にあります瀬戸公園を大島大橋開通40周年の節目として、除草や樹木の伐採・剪定など、公園整備を行うとともに、町内各地の観光施設の除草管理等も毎年行っているということでございます。また、町内各地でボランティアの方々が道路清掃活動や雑木の伐採などに協力をいただいておりますことに対しまして感謝を申し上げたいと思います。加えて、大島大橋の南詰付近の小松側、そしてまた三浦側と、別々の団体において大変継続的に支障木の伐採や枝打ちなどの整備を行っていただいております。また、国道437号線沿いの棕野地区の長浦緑地でも、多くの皆さん方による花壇整備等の御協力もいただいております。

しかしながら、島全体で1周約100キロもの道路沿いにある雑木管理をするということは大変困難な現状にあります。これらの大部分が国道・県道でございますが、まずは県への要望はずっと行っておりますし、これからも引き続き行って参りたいとは思っています。さらに国道横には、県が管理をいたしておりますポケットパークというふうなものもあまして、観光客の休憩の場所にもなっておりますので、草刈りとか、または支障木とか、剪定とか、それらもあわせて要望をしておるところでございます。

県も、なかなか財政上厳しい状況にあることから、毎年、全てのこれらを整備するというのはなかなか厳しいという返事もいただいておりますが、最近大分頻度を高くやっただいておるんではないかというふうに思っております。

今後も観光客誘致を推進するために魅力ある観光地となるよう環境美化に努めてまいります。

○議長（荒川 政義君） 平野議員。

○議員（7番 平野 和生君） ありがとうございます。今回の一般質問にあたっては、2カ月ぐらい前、浮島の職員以外の船員がやめるという話を僕のところに言うてきたわけなんです。やめるというかやめたい。その中の一つに賃金のことがあったんです。しかも、職員以外の2人が同時にやめるって、これはもう腰抜かした話です、もう片方は家庭の事情なんですけど。

浮島の航路の場合、午前7時10分に樽見という部落を出ます。それから最終便が午後6時半に到着、調べたら、拘束時間が途中休憩もあるわけなんですけど11時間半、それで、いわゆる甲板員が9,000円そこそこだったわけなんです。

今、町長からは、29年の4月からは甲板員も船員も是正して前島航路に合わすということをお答えいただきました。前島航路に合わすということは、前島が一番高かったと認識してよろしいんでしょうか、御答弁を。

○議長（荒川 政義君） 奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） 先ほど町長が答弁したとおり中国運輸局が定める最低賃金を適用させていただいております。

前島が高かったのかというお話ですが、先ほどもありましたように、前島についても月額で勤務日数20日ということで固定された金額。ですが情、浮島については執務日数に応じた支払いということで、そこらあたりに差が生じておるといふような認識でございます。

○議長（荒川 政義君） 平野議員。

○議員（7番 平野 和生君） 前島航路は3人ということで、2人体制で、要するに30日は必ずあるわけですね、平均。1カ月60日の労働ということで3で割れば20日ということですね。

情島航路は5人体制ですから、職員の20日をのけると日数も少ないわけですね。それなりに、だから差ができる。浮島航路しかりと思うんですが。29年度からやったださるといふことですから了解いたしました。

それと、この体制を維持するかという問題、合併以前に浮島航路と前島航路を、国交省のほうからですか、一緒にやれっていう話が出ましたよね。僕に言わせりゃ机上の空論ですよ。冬の大しけの中を乗ってないお上の言われそうなことなんですよね。もうそういう話はないんですよ、まだくすぶっとるんですか。ちょっと御答弁があったら。

○議長（荒川 政義君） 奈良元総務部長。

○総務部長（奈良元正昭君） 現在のところそういった議論はなされておられません。

○議長（荒川 政義君） 平野議員。

○議員（7番 平野 和生君） 離島航路は本当に島民の足でございますので、よろしくお願いたします。

次に、観光人口100万人を目指しての景観の問題です。いろいろ町長におかれても、国県とのいろいろな問題もございましょうが、本当に景色は、一回雑木とか竹を切ったら、そんなに次から生えてくるわけでもないんで、景色はただで買えます。

今、オーシャンビューの店がはやっとるところがありますよね、久賀のミサキさんとか、道の駅のレストランでも結構見晴らしがいいんですよ、御存じです。平日でもお客さん物すごく多いんです。

そしてもう一つ、土居坂か侍茶屋から久賀へ抜ける道の桜並木がありますよね、あれに絡んで木や竹がすごいです。恐らく町が植えたと思うんですが、桜を。今度満開のときに見てください、相当なおもしろくない桜になってますんで。ぜひともきれいにさせていただきよう、よろしくお願いたします。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 道路沿い、特に海岸線沿いのことを言われるんだろうと思うんですが、これは県とも、毎年毎年、県に対する要望というのはたくさん出しますが、その中でも特に私たちは、県道・国道の海岸線沿いとか、または先ほど言いましたポケットパークとかの整備のことについては毎年要望をさせていただいておりますが、ポケットパークについては、あれだけたくさんあるポケットパークを毎年同じようにきちんと維持管理するというのは、なかなか財政上厳しいというふうな返事をいただいておりますが、少しずつ定期的にやっていただいて、少しずつよくなってきたなというふうに感じておりますが、特に道路沿いの海岸線の国道や県道から海側のほうの分野のことを言われるんだろうと思います。

要するに、この分野が国道・県道の公有地ではなくて、私有地に入っておるということでございまして、県は、私有地・民有地、これらについてはそれらの雑木の伐採は行わないというふうに通っております。

これは町道についても同じなんですけど、私たちが今感じておるのは、まさに国道から海のほうに出てる法面とか、少し用地が残っておるというようなところだと思うんですが、こういうところは私有地ではあるんですが、景観上、海が見えなくなってくるというふうな状況になっておると、たくさんあります。これらについても、ぜひとも県のほうにお願いしたいということも言っておりますが、県は当然ながら、民有地・私有地については行わないということを明確に私たちのほうに返事をしてくれております。

いずれにいたしましても、これらの対策についてもきちっと整備されて、海岸から海が見えて、

きちんと見えるということは、大変私たちも、それは周防大島町にとっては重要なことではないかと思っておりますが、いずれにいたしましても今後の課題とさせていただきたいと思っております。ところでございます。

○議長（荒川 政義君） 平野議員。

○議員（7番 平野 和生君） 2つの問題、よろしく願いいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（荒川 政義君） 以上で、平野議員の質問を終わります。

.....

○議長（荒川 政義君） 次に、4番、砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 3つの問題について伺います。

まず、議会の活性化のための一般質問のあり方について伺います。

一般質問は議員必携によると、議題とは関係なく行政全般にわたる議員主導による政策論議であるとしています。町執行部の政策の変更、是正、新規施策の採用などを求めることもできる地方議会の基本的な制度の一つでもあります。

本町の議会の一般質問では、答弁者との間で、その論議のやりとりについて改善すべき点があると思います。

その一つ目は、答弁の時間が必要以上に長過ぎることによって、議員必携で述べている議員主導の一般質問ではなく、執行部主導の一般質問の時間になっているのではないのでしょうか。例えば12月議会の私の一般質問では、私の質問時間のトータルに比べて執行部の答弁は約1.5倍長く、完全に執行部主導の一般質問の時間になっているということです。

一般質問は、議員の側から言えば、議長に事前に通告をすることによって質問をする権利が与えられます。それを、必要以上に答弁の時間をとり過ぎると、その質問権を封じ込めることにもなりかねません。しかも、議員は一般に、町民の方々からの要求や意見を町執行部に届ける質問を行っており、それを、答弁に時間を費やして質問ができない状態をつくることは町民の方々の声を聞かない姿勢にもなってしまいかねません。もちろん、聞かれている内容については具体的に答弁をしてくださることは当然のこととして要求します。それに加えて、聞かれてもいないことに対する答弁は極力省くなど、議員の質問権を最大限保障していただくよう改善をお願いします。

この一般質問の問題2つ目は、質問通告書との関係についてです。一般質問の通告書の提出は、本来、議長に対しては義務づけられていますが、町長・町執行部に対しての提出義務はありません。しかし、多くの議会では、議長に対する通告書を参考にして答弁書を作成している自治体がほとんどだと思います。これはこれで、議員のほうからすれば、事前に通告することで具体的で

正確な答弁が引き出せるという利点があるし、執行部からしても、事前に質問に対する事柄を述べて答弁書を作成できるというお互いの利益のためにも役立っているという面もあると思います。

しかし、現状は通告書に書いてあることだけに対して答弁し、当日の質問で、同じ項目の質問の中で派生する別の問題には答えない、またはもう一度質問しなければならないという実態になっているのではないのでしょうか。これでは、一般質問当日の議員の質問に対する答弁ではなく、質問通告書に対する答弁になってしまいます。これは、事前通告制を履き違えたことになってしまいます。

通告書だけに頼るのではなく、本来の一般質問に対する答弁になるような、なお一層の努力をお願いするものです。

次に、通告書と順番を変えますが、就学援助制度の充実について2点伺います。

1点目は、入学準備金を入学の準備をする時期に支給することを求めるものです。就学援助制度の援助費の中に新入学児童生徒学用品費等というのがあります。これは、小学校と中学校の入学時に必要とされるランドセルやカバン、制服など、その必需品の購入に充てるために対象とされている制度です。その単価は、これまで小学校で2万470円、中学校入学時で2万3,550円とされてきました。

しかし、文科省は平成29年度から、小学校入学時を4万600円に引き上げ、中学校入学時は4万7,400円に、それぞれ約2倍に増額する予定であることを表明しています。それと同時に、入学時の学用品費のための補助金であるにもかかわらず、実際に支給されるのは入学時に間に合わないというのが実態になっています。

中学校や小学校の入学の準備をする時期に間に合うように前倒しをしてでも支給することを求めます。

就学援助制度の2番目の質問は、保護者の方々にこの制度を周知徹底することの、そのための方策をさらに求めるものです。文科省が発行している平成26年度の資料によると、本町の場合、この制度の周知方法として、広報等で知らせているという一つの方法だけとなっていますが、これは現在でも変わらないのでしょうか。

県内のほかの市町では、就学援助制度の書類を学校で配布したり、毎年度の進級時に学校で制度の書類を配布する、町のホームページに制度を掲載するなどの複数の手だてをとっている自治体が多数あります。広報に載せるだけというのは県内では本町を含めて3つの自治体だけで、ほかの多くの自治体は、その他複数の方法で周知徹底に努めています。

周防大島町としても就学援助制度をさらに多くの保護者の方々に知らせていくための方策を求めます。

3つ目は、12月の定例議会に引き続き、中学校の統合について質問いたします。

きょうもこの後、全員協議会を開いて平成33年度に大島中学校と久賀中学校の2つにして、平成40年に大島中学校を久賀中学校に吸収統合させるという案が提示されるようです。私は、この案に反対です。

これだけ多くの保護者の方々、生徒の反対の意見があるにもかかわらず、しかもおよそ町当局の政策を実施する前から、その政策が実施されたら町外の学校に行くと表明しておられる保護者が多数おられる。そんな政策が若者定住を促すわけがありません。今回の学校の統合は人口定住政策にも真っ向から背き、過疎化をさらに推進する政策であることを表明して質問に入ります。

きょうは、これまでの議論を踏まえ、また、12月議会で何う予定にしていたことを何点か質問させていただきます。

まず、全員協議会で提案される予定の平成33年4月に東和中と安下庄中学校が久賀中に統合すると仮定すると、そこに至るまでの、つまり平成33年4月までの計画、タイムテーブルを教えてくださいたいと思います。議会の議決は何年何月頃になるのか、各地区での説明会はどういう方を対象にいつ頃行うのか、条例の改廃はいつ頃を予定するかなど、町として考えている全ての計画を教えてくださいたいと思います。

以上、よろしくお願いします。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 砂田議員さんの議会の活性化のための一般質問のあり方についてという御質問でございます。

まず、一般質問通告書についてでございますが、当然ながら一般質問の通告書につきましては、執行部に提出されたものではなく、議会議長に提出されたものであることは十分承知をいたしておりますし、そのコピーをいただいております。ちゃんと宛先は周防大島町議会議長様となっておりますので、そのことは十分承知をしているつもりでございます。

しかしながら、通告書の事前通知は、議会の運営にあたり効率的に、また円滑にこれを進めるための配慮として、執行部に質問内容を議長のほうから示していただいているものと認識しております。

これによりまして、緊張感がなく、おもしろくない議会となるかどうかということは疑問はありますが、通告をいただくことによりまして議員各位の御質問に対しまして的確な答弁に努めることができるというふうにも思っているところでございます。

また、答弁の時間が必要以上に長く、議員さんの再質問権が侵害されているという御指摘につきましては、執行部といたしましては、説明不足とならないよう、ぞんざい粗雑な説明とならないよう、また、質問者以外の皆様方にも十分な理解がいただけるよう丁寧な答弁を心がけた結果でありますので、御理解をいただきたいと思っております。

12月の議会のときもそのような御質問があったと思いますが、要するに参考までに申し上げますとか、または詳細に申し上げますというようなことは必要ないというようなお言葉もありましたが、それらはできるだけ簡潔にということを中心にしていきたいと思っております。

しかしながら、このたびの改善の申し出でございましたので、ぞんざい粗雑な説明とならないように留意しながら簡潔な答弁に努めて参りたいというふうに思っております。

次に、通告書だけに対する答弁ではなくて、当日の質問の内容に対する答弁になるよう改善をということではありますが、これにつきましては議長に申し出をされまして、議会運営委員会などの議会の中で協議、検討していただくというのが筋ではないかというふうに思っているところでございます。そういうふうに考えますが、一般質問は行財政全般にわたる政策論議でありますので、十分な準備が必要であるということも考えます。

通告なく当日突然に詳細な答弁を求められましても、執行部側といたしましても、何の準備もなく責任のある答弁は困難でありますので、議事運営にあたる議長から質問の要旨を執行部に通知をいただいて、その中で質問・答弁をさせていただいておるという状況であるというふうに思っております。

また、前段の質問時間の制限についてということでありましたが、議会での申し合わせによりまして質問時間が決められておるというふうに私たちは思っております。これは別のところの議会の話なんです、中には執行部の答弁時間を除き何分というふうに決められている議会もありますので、議会の中で十分な御協議と御議論をいただき、その中で今の通告制度、そしてまた時間制限というふうなものも十分議会の中で御議論いただければと思っております。

○議長（荒川 政義君） 西川教育長。

○教育長（西川 敏之君） 砂田議員さんの質問の順に合わせて、就学援助制度の充実化からお答えしたいと思います。

就学援助制度は、学校教育法第19条において規定されている、市町村が経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者に対して必要な援助を行うものであります。

本町においては、入学予定者の保護者に対しては毎年3月広報で、また、前年度に認定され現在通学している児童生徒の保護者に対しては学校を通じて文書で周知を図っているところであり、申請の手続を4月中旬までに求め、認定の可否を判断後、6月末を目途に支払いを行っているところです。このため、議員さんの御指摘のとおり、就学援助制度による入学準備金の支払いを入学の準備に間に合わせることができない状況になっております。

制度の趣旨から、入学前に入学準備金を支払うことが保護者の負担軽減からも有効と考えておりますが、そのためには、他の就学支援金とは別に前年度の1月頃に申請を要することや、仮に入学前に準備金を受領した家庭が他の市町に転居し、その市町の学校に入学した場合、入学準備

金の返納を求める必要も出てくることなどから、入学前の支払いについては課題がありますので、今後検討したいと考えております。

なお、入学準備金の額につきましては、議員さん御指摘のとおり、29年度分について文部科学省が1月30日付の事務連絡で、新入学児童生徒の学用品の見直しの通知を行ったことにより、今後、補正予算を計上する必要がありますので、補足させていただきます。金額は教えていただいたとおりです。

次に、保護者に広く知らせることが必要との御指摘については、現在、広報で掲載している案内に加え、入学予定児童を対象に10月頃実施する就学児健診や2月頃行われる一日入学の際に全保護者に対して文書で案内する等、方策を検討していきたいと考えております。

以上、砂田議員さんの就学援助制度の充実化についての答弁とさせていただきます。

次に、中学校の統廃合についての御質問にお答えします。

統合を進める場合、今後どのような計画で進めるのか、そのプロセスについて詳しくという御質問ですが、教育委員会といたしましては、このあと予定しております議会全員協議会において、前回、2月22日にお示ししました方針案の最終原案を説明し、御協議をお願いすることとしております。ですので、その中で全員の議員さんの御意見をお伺いして、方針案の今後の取り扱いを固めて参りたいと考えておりますことを御理解いただけたらと思います。

以上で私の答弁とさせていただきます。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 順番どおり再質問をしたいと思います。

私は、町村議会議長会のホームページからとった分権時代に対応した新たな町村議会の活性化方策、あるべき議会像を求めて、町村議会活性化研究会というところが出した報告文書があります。これは議長さんも御承知のようでしたので、この点から質問させていただきました。

当然、議会の中で話し合うべきことは話し合うべきこととしてやらなきゃいけないと思います。私がきょう聞きたいのは、一般質問で答弁者との関係をお伺いしているところです。

この議長会の議会の活性化方策というのは、最初に出したのが平成10年に出して、私、初めてそれを読んだときには、すごい、これは先進的なことが書いてあると半ば感動したものですけれども、その当時から既に通告書はなくしたほうがいいんじゃないかという提案を行っています。

なぜかという、答弁者席に座っておられる方は全部玄人、専門家の方で、こちらはそうでない方もいらっしゃるかもしれませんが、いわば素人が玄人に対して質問をする。答弁者も用意された答弁書を読むだけと、これでは傍聴席から見ても緊張感のない紋切り型の議会になってしまうんじゃないか。

だから、通告書そのものをやめて緊張感のある議会にしたらどうかという提起が、当時、平成

10年から既にされてきました。平成10年が最初、それから中間報告というのがあって、それから平成18年に最終報告というものが出されています。これによると、全国で通告書をなくしている議会はまだ6%に過ぎないということで、まだまだその点では非常に少ないと、ただ私が言いたいのは、本来なら通告書というのはそういう意味から、議長会の研究機関でも議会をもっともっと活性化させるためにはなくてもいいようなものじゃないかという提案がされるぐらいの、そういうものだと思うんです。

ですから、さっき町長が、できるだけ簡潔に答弁をするけれども具体的に答弁もしたいというお気持ちはわかります。しかし、限られた時間ですので、1時間しかない、しかも質問時間と答弁と合わせて1時間という限りがあります。そういう中で議員としてはいろんな質問をしなきゃいけない。そういう中で、町長さんもさっきおっしゃられたけど、12月議会では概略を申し上げますととか、そういう、非常に一つの問題で、それをレポートしようと思ったら物すごい長いレポートになると思うんです。だけど、この場はやはり聞かれた内容に対しての答弁ということでやらなければ、時間が何ほあっても足りないということになってしまうと思うんです。

そういう点から、私が質問しているのは、一般質問の通告書をなくすかどうかの議論をここで行っているんじゃないと思います。そうじゃなくて、質問者としての心構えとして、先ほど町長がおっしゃられた、できるだけ簡潔にするという、そういう点から質問するほう側も努力をするということはもちろんですけども、それはいわば質問者と答弁者の紳士協定みたいな、そういうところもあると思うんですが、そういう点から簡潔に端的な、しかも核心をついたというところで努力をいただきたいということの質問でございます。もう一度お願いします。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 今、平成18年の最終報告では通告書がなされない議会が6%あるというふうにおっしゃられましたんで、私たちも、その6%の議会がどのような状況になっているかということをもっと研究してみたいと思っておりますが、必ずしも紋切り型で緊張感がないというふうに言えるかどうかということもでございます。

例えば全く通告がない状況で、私たちも資料も何もここに持ち合わせてなくて、資料を持ってこないという意味じゃないんですが、例えば資料を持ってくるとしても、通告も何もない状態で全ての資料をここに持ち込むということは不可能でありますし、また、例えば資料も何もない段階の中で具体的な答弁を、そして的確な答弁をと言われると、非常に難しいものがあるんじゃないかというふうに思っております。それで、先ほど申し上げましたように、ぞんざいとか粗雑な説明とならないようなことのためにも通告は必要なのではないかというふうに申し上げたわけでございます。

そして、もう一点は、時間制限のことでございますが、先ほど言いましたが、ある議会のこう

いう申し合わせを見ておりましたら、執行部の答弁時間を除き議員の質問時間が何分間というふうに定めているところもございました。

それにするかどうかは、どうぞ議会の中で御議論いただければいいと思うんですが、例えば執行部のほうの答弁が本当に結論だけをぱちぱちぱちと言うだけで済めば、それはそういうこともできます、できません、検討します、という3つの言葉で示せばいいのであれば、そういうことになると思いますが、やはり具体的な状況説明とか、例えばその背景とかということも必要なんではないかというふうに思いますので、必ずしも通告書がないのが緊張感が高まる議会になるかというふうなことも疑問に思っておるところでございますが、いずれにいたしましても、今の現状であるにしても簡潔な答弁に努めていきたいということについては申し上げておきたいと思えます。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 緊張感のない議会になる、紋切り型になるというのは私が言っているんじゃないくて、この議長会の文書が言っているんで、それはそういう議論として承っておきます。

次に、就学援助制度について伺います。

10月ですか11月ですか、新入学児童生徒の健康診断のときに書類を配っていただけることを検討するというので、ぜひよろしく願いいたします。

この問題は、今月の8日の衆議院の文部科学委員会というところで審議をされまして、そのときに初等中等教育局長さんという方が、今、多くの自治体が前倒しで入学準備金の支給を行っている自治体があるわけですが、そういう実態に鑑みて、そういうことをする自治体には国からの補助を検討するというのも答弁の中でされています。

中学校の入学の場合は、学齢期、小学校からずっと続きに上がるので見やすいんですが、小学校に入学する児童が幼稚園やら保育園からどこに上がっていくのか、教育長さんが今答弁されたとおり難しい面があると思うんです。

そういうことをしている自治体、例えば先ほどおっしゃった秋頃行われる健康診断のときにそういう確認をしていくという自治体もあるようです。山口県では萩市と長門市が中学校も小学校も入学準備金を前倒しをして、遅くとも3月末までには渡すということをやっているということも伺いました。

ちなみに4万円になったわけですが、2倍に引き上げられたことそのものも粘り強い運動の成果だと思えますが、だけど、実際には本当はまだまだ足りないと思うんです。今、小学校のランドセルの平均価格が4万2,400円だそうです。日本靴協会ランドセル工業会が調べた金額、それから、中学校の制服代は平均が4万3,690円、これは文科省のデータですが、これから

すると、まだまだ金額的には少ない金額です。

だけど今、準要保護は国庫が削られましたよね、財源移譲されているんだからいいようなものですが、町単独の制度になっています。だけど、対象者は圧倒的に準要保護が多いというのが現状です。そうすると、逆に言えば町でいろいろな福祉の施策を上積みしようと思えば、多くの方がその恩恵を預かることができるわけです。

準要保護の方々も、単価が2倍になった、その金額どおりの支給をされるというふうに担当者から伺いましたが、それについて、あるいは障害を持っている子供たちへの補助が今2分の1ということになっていると思うんですが、そういったものを町独自に上乘せをするというお考えがあるのかなのか、お伺いします。

周知方法については、さっきの答弁でさらに努力をしていただくということで、ほかの町の議員さんに聞くと、入学説明会、一日入学のときに学校へ来た保護者の方に就学援助制度の制度を紹介した書類と申込書も一緒に渡すというところもあるということも伺いました。ですから、これとこれをやればいだろうというんじゃないくて、文科省の資料によると、山口県内で6つの周知方法をとっているところが、萩市が1つあります。それから、5つの周知方法をとっているのが2つ、4つの方法をとっているところが5つの自治体、そういうふうに、さらに一步前進だとは思いますが、さらに努力をしていただきたいということで再度お願いをいたします。

○議長（荒川 政義君） 岡野教育次長。

○教育次長（岡野 正徳君） 就学援助費の入学準備金、これにつきましては今年度、先ほどから触れられております補助の基準額が引き上げられております。

現在審議中の29年度予算には以前の28年度までの基準額しか入っておりませんので、これについては、先ほど一般質問、答弁のほうでありましたとおりの補正を検討するというふうに考えております。

さらに上乘せのことについてですが、これについては近隣の状況を見て検討したい。

それから、3月の支給については、現在、19市町村中の2市町村だけが先行してやられておるようです。これについて実施の状況を見ながら、今後検討していきたいと思っております。

それから、周知の方法については、答弁の中でありましたとおり、10月頃の就学児健診時、それから2月頃の一日入学の際に文書を保護者に配布して、小学校の入学時が最も制度の周知をする大事な時期と思っておりますので、今後についてはこのような形で個別に文書通知をして周知を図っていくということを行いたいと思っております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 中学校の統廃合の問題についてお伺いします。

一つだけ、きょう、この後開かれる予定の全員協議会に提出されている資料の中で、この本会議でぜひとも聞いておきたいことがあります。

2ページのデメリットの対応策という中の一番上、大島中の統合期日をあらかじめ決め実行するというふうにあります。統合期日をあらかじめ決めるというのは、あらかじめというのはいつ頃のことを言っているのか、また、どの機関が決めるのか伺います。

○議長（荒川 政義君） 西川教育長。

○教育長（西川 敏之君） 大島中学校の統合期日をあらかじめ決め実行するというのは、統合案に入れるということを実行するという意味です。

御存じのように学校統合というのは、町長さんのほうが統合の議案を出して、議会で承認されない限り、統合案はありますが統合は実行できません。それは御存じだと思います。

ただ教育委員会としては、また後でも説明しますが、やはり将来像をきちっと示したほうがいいだろうという考えをもって、大島中学校をいついつ統合するというのを統合案に書き込むことを実行するというふうに考えております。

仮に統合案どおりになったとしても、将来その時点でまた、この議案を出すか出さないか等については、当然議論があろうかと思っています。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 統合案に書き込むことがデメリットの対策、そういう意味になるんですか。

○議長（荒川 政義君） 西川教育長。

○教育長（西川 敏之君） 補足します。今回の統合のときに、29年4月1日を目指すという形にしておりましたので、議論がかなり混迷したというか、ありました。ですから、やはり教育としては将来像をきちっと示したほうがいいだろうという意味で、示すという形に今考えております。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 意味はわかりました。意味はわかりましたが、そのデメリットの対策ということとはまたちょっと違うと思います。それはまた午後の機会に。

先ほど聞いたプロセスですが、平成33年に新久賀中ができる。それまでにどういうことをするのかというのはまだ考えておられないということですか。そこを聞いたんです。住民には説明しないんですか。

○議長（荒川 政義君） 西川教育長。

○教育長（西川 敏之君） 当然、住民には説明します。ただ今回は、午後の全員協議会を受けてから、少し方針が変わる可能性もあるし、私が考えているとおりに行くかもしれません。

全員協議会の結果を受けて、もしも予定どおりに行けば、5月中旬には各学校の運営協議会も決まるかもしれんし、PTAの役員も決まるかもしれませんので、1学期中に拡大の学校の運営協議会を開いて、学校運営委員の方、PTAの方、地域の方を対象に説明会は持つ予定にしております。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 議会への提案、提出はどのようなふうにする予定ですか、条例案ですか、条例の廃止または変更、そういうタイミングで出されるということでしょうか。

そうすると、平成33年または32年の3月、33年に中学校がスタートするんであれば、平成33年の3月ということになるかと思うんですが、議会が正式に本会議で33年の統合に向けた議決をするのはいつになりますか、どういう議案になりますか。

○議長（荒川 政義君） 西川教育長。

○教育長（西川 敏之君） 教育委員会、教育長には議案の提案権がありませんので、私が軽々には述べるできないと思います。

前回の例を引きますと、前回は、周防大島町小学校及び中学校設置条例の一部改正議案という形の議案が提案されておりました。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 今回、一般質問でこういう形で御質問が出ておりますので今の答弁になっておると思うんですが、実は今、皆さん方に資料をお示ししておる資料でもって、午後になるでしょうけど、全員協議会で議員の皆さん方の御意見をお伺いし、そしてその統合案を最終的な教育委員会、また町としての案を決めていくと、その決めた案をもって各学校運営協議会に説明に回り、さらにそこで皆さん方の合意が得られればということが前提でございますので、今の御質問のように、いつ出すのかという話はまだまだ今からの話だというふうに思っております。

議会も含めて、そしてまた各学校運営協議会や保護者とか地域の皆さん方の御理解が進んできたという段階を得て、その後に周防大島町の小学校及び中学校設置条例の一部改正議案を議会へお諮りし、そして議決をいただくかどうか、これもまだわかってないわけですから、統合という話はまだまだずっと先にあるというふうに私たちは思っております。

その第1段が午後の全員協議会で、議員の皆さん方がどのような御理解を示すか、また、どういう御意見があるのかということをもろに話していきたいので、今ここでの答弁は非常に難しい答弁になるというふうに思っております。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） だけど、わからないと言いながら、一面ではどんどん話は進んでいるわけですね。前回の4案から今回は1案に絞って、先ほど言った33年と平成40年とい

うことで、ほかの案は排除されるかのような資料になっていますよね。ですから聞いたんです。その答弁があればお願いします。

私は、12月にも教育長にお伺いしたんですが、なぜ保護者に対して統廃合についての話し合いを正面からしないで、どんな子に育てたいか、どんな学校にしたいかなどの統廃合とは直接関係のないことばかりを提起して話し合ったのか、これがどうしても納得できないんです。もう一度答弁をお願いします。

私は、ストレートに不安に思っていること、一番は通学距離が長くなることに不安だと答えた方が一番多いわけです。そういう声に対して直接的にそれを話し合っていくということのほうが合意がしやすいと思うんですが、なぜそれをしなかったのか。だから、保護者のほうからは、去年の8月の話し合いでも教育委員会の話は理想論ばかりで、保護者の言う通学に関する実際の問題を聞こうとはしないと、紋切り型で第三者の意見ばかりを言って保護者の意見は聞こうとしない。そういう保護者の意見が出ているんです。

この問題は1月でしたか、教育長と教育次長さんと教育委員会のロビーで私このことを言いました。そこが全然理解できないと教育長に言ったら、教育長さんはそのときは、以前それをやったんだと、それをやったら意見がどんどん出て収拾がつかんようになってしもうたと、だからこういうやり方をするんだということを私におっしゃったんです。この考えはそのとおりですか。

○議長（荒川 政義君） 西川教育長。

○教育長（西川 敏之君） 前回の統合のときに各地に説明して歩いたんです。あるところではこう言う、がんがん言われます。あるところではこう言う、と言われます。そのうちに、いつの間にか最初に言ったことが話がずれてきて、どういうことなんだろうかというんで混乱したことがあります。そういう意味のことで言いました。

全員の保護者が今言ったようにおっしゃっているかどうかわかりませんが、まずは、私どもとしても、アンケートして中学生以下の全ての保護者の方のアンケートの御意見をいただいています。それから、保護者、地域、教職員の代表の学校運営協議会でも協議していただきました。

どういう子供を育てたいかばかりいいますけど、1学期はそれを言いましたけど、2学期に全体の学校運営協議会を開いた後は、統合についてどう思うかというんで絞ってもらいましたから、いつまでたってもどんな子供を育てたいか、それだけで学校運営協議会にお願いしたわけではございません。

また質問があれば、どうぞお願いします。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） それでは質問します。

まず第一に、通学距離が長くなるということについて保護者と意見を交わしましたか。話し合いましたか。話し合ったとしたら、いつ話し合ったのかを伺います。

保護者のほうは、それは全部ではないですよ私が聞いた意見は。しかし、保護者と生徒は反対が多数です。要するに直接の当事者、よその町では、アンケートをとっているのは保護者と生徒ですよ、当事者だから、直接すぐに影響を受けるから。

それで見ると、本町の教育委員会が実施されたアンケートでも多数が反対になります。中学生は66.5%、保護者は51%ぐらいの、その2つを平均すれば多数になります。だから、多数がそういう不安を持っているというふうに判断してもいいんじゃないですか。そういう不安に答えられたかどうか、話し合ったかどうかを伺います。

それから建物について、教育委員会は、今の中学校の校舎に直角になるように、道路に面して校舎を建てるというふうに保護者に説明したと伺いました。そのときに今ある職員室と、今度建てる場所は各教室だけになるので、新しい教室に大人たちはいなくなる、しかも道路にすぐ面している。これはやはり不審者対策というところから言えば、むしろマイナスになるんじゃないか。そういう意見を教育委員会に言ったと思いますが、それについて教育委員会は答えられましたか、話し合いをされましたか。納得されましたか、話し合いして。

まず、その2つを。

○議長（荒川 政義君） 西川教育長。

○教育長（西川 敏之君） まず、1点訂正させてもらいますと、保護者の反対は5割は超えていません。賛否は3人の違いです。

それから通学路の距離のこと、不審者対策については話していません。方向性が決まってから話し合うことにしております。

中学校の校舎の件につきましては、8月にたたき台として説明しましたが、その後検討して、今は違う形を考えています。

方向性をまず決めてから、具体的に通学距離をどうするか、例えばタクシーが要るのか要らないのかとか、その辺は検討したいと思って、統合の方向性をまず決めるという形から今入っています。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 話し合っていないこともあるわけです。保護者は48.5%ですね、失礼しました。ですから保護者と生徒では57.45%が反対と、直接の当事者は過半数が反対ということになります。

これまで、当の中学生が66%反対しているということについて、前回の議会では、そういう子供たちの意見はどういうふうに尊重されるのかと伺ったんですが、私としては非常に不十分な

ものだと思うんです。

子どもの権利条約というのがあるのは教育長さん御承知だと思うんですが、この第12条にどういうことが書かれてあるか、教育長は御存じでしょうか。（発言する者あり）

権利条約というのは日本の国会でも批准されているので、皆さんにもそれを遵守する義務があります。この12条というのは、子供たちの意見表明権ということになっていて、子供たちの考えをちゃんと述べる機会を大人はつくらなきゃいけないと、子供たちのそういう考えは大人たちは尊重しなければならないという趣旨のことが書いてあります。子どもの権利条約というのは5年ごとに、それを国が守っているかどうかを国連が検証するというようにしています。この中で、子供の意見表明権が非常にまだまだ日本の場合には不十分だということを勧告の中で述べているんです。

まさに子供の人権にかかわることについて、66%も反対しているのに、その子供たちの意見は何ら斟酌されないというのも私は大きな問題だと思うし、教育長さんは人権を教える側の立場だと思うんですが、人権問題としてもこれはやはりよろしくないというふうに思いますが、子供たちの66%の反対、どういうふうに尊重しますか。

私は、これだけ反対があるのであれば、延期をするか、または中止をするかを求めたいと思うんですがどうでしょう。

○議長（荒川 政義君） 西川教育長。

○教育長（西川 敏之君） 人権問題、大事だと思っております。先ほど権利条約は、たしか12月議会の朝言われて、ちょっと準備が悪くて、プリントをいただいたもんだらうと思って、失礼いたしました。

中学生がたしか66%反対で、これは見方によっては、現状にある程度満足していただいているということで、ある意味では喜ばしいことだとは思っています。ただ将来を見た場合、何年後かに統合を考えているわけですから、現在の中学生が統合校舎に入るわけではございません。それとか総合的に判断しました。

今、66%の中学生の意見を尊重しないのは人権問題だというのは、そういう御見解があることは砂田先生の御意見として承っておきます。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） じゃあなぜ、これだけ反対があっても統合をしたいのかということについてです。

私はやはり国の政策、この前全協のときにちょっと言いましたが、国の政策があります。学校の運営費というのは、教職員は県のお金から給料が出るし、学校の建設費は非常に高率の補助金があるし、そういう意味では学校を少なくすることの利点は国と県にあります。

だから国は、2000年頃に財務省が学校の適正規模を見直すということで統合を促すような方針を出しました。それを発端にして、それまでは文科省も安易な統合はするべきじゃないと、小規模の学校も教師と子供たちとの密接な関係があって、学力もそのほうがむしろいいというような、Uターン通達と俗に言われているようですが、そういうものを出しています。

しかし、第1次安倍政権になって、教育予算を削るために、まず財務省がそういった通達を出すと、それから、手引きが最近60年ぶりに改定されて通学距離が緩和されるなど、合併をすることで町が有利になる、あるいは合併しやすい状況、あるいは合併して、大島でいえば久賀を改修するとき、統合で改修する場合は高率の補助が受けられます。それが、3年前に申請しなければならぬから平成33年という数字が出ているんじゃないかと思うんです。

そうした国による学校を少なくするという政策が、そのとおりにやらないで、やはり大島で小さくても地域にある学校、それを私は求めたいと思います。

それから、人口が減るから学校を統合せんにゃいけんというのも議論はいろいろありますが、それは根拠にはならないということも時間があれば言いたかったんですが、もう時間がないので今の点を御答弁願います。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 要するに、先ほども申し上げましたが、午後に案を示しておるわけでございますので、砂田議員さんの大体今の主張はよくわかりました。そして、また午後に全ての議員の皆さん方の御意見をお聞きし、それを参考に前へ進んでいこうということでございますので、ぜひともそれはいろいろな御意見を午後にもおっしゃっていただけたらと思います。

そういうことございまして、先ほど御指摘がありました、国や県から押しつけられてやろうとしておるかというようなことは全く私は考えていませんし、ただ、今の現状をきちんと認識し、それについていろいろな角度から、皆さんからの御意見をお聞きしたいということをお願いしているわけでございます。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員の質問を終わります。

以上をもちまして一般質問を終結いたします。

○議長（荒川 政義君） 本日の日程は全部議了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。次の会議は、明日3月23日午前9時30分から開きます。

○事務局長（福田 美則君） 御起立願います。一同、礼。

午前11時59分散会
